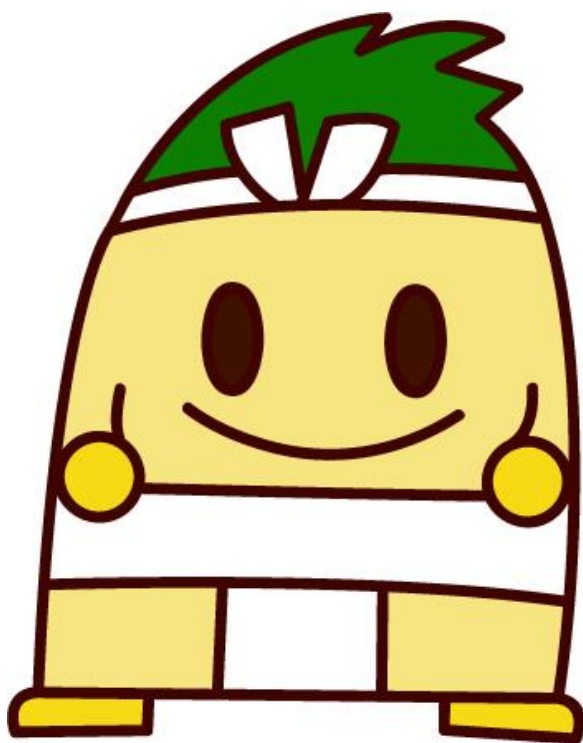


稲沢市

保育園・認定こども園・小規模保育事業所

入園のしおり

(令和5年度申込用・令和4年9月発行)



○入園について



○必要書類

©稲沢市 いなッピー

○令和5年度4月1日入園の申込み期間

区分	日時
一次申込	令和4年10月24日(月)～令和4年11月4日(金)17時まで ※上記期間に申込みをされた方の利用調整後も空きのある施設では、二次申込・随時申込を受け付けます。
抽選日 (一次申込)	令和4年12月1日(木)午前9時から正午までのうち約1時間 ※利用調整で同点となった場合
二次申込	令和5年1月5日(木)から令和5年1月12日(木)まで (利用調整あり)
随時申込	令和5年2月1日(水)から(先着順)

～ 目次 ～

1.	市内の認可保育施設について	・・・1
2.	入園基準について	・・・1
3.	教育・保育給付認定（支給認定（保育の必要性の認定））について	・・・2
	（1） 認定区分について	
	（2） 認定期間について	
	（3） 支給認定の申請方法について	
4.	保育の必要性と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）について	・・・3
	（1） 保育の必要性とは	
	（2） 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）とは	
5.	入園申込みから入園までの流れについて	・・・4
	（1） 4月1日新規入園の場合	
	（2） 4月1日転園の場合	
	（3） 年度途中入園の場合	
	（4） 継続入園の場合	
6.	入園申込みについて	・・・7
	（1） 入園申込みに必要な書類（1号認定）	
	（2） 入園申込みに必要な書類（2号認定・3号認定）	
	（3） 注意事項	
	（4） 障がい児保育について	
	（5） 入園決定について	
	（6） 書類不備について	
7.	公立保育園の土曜日保育について	・・・11
8.	公立保育園の延長保育について	・・・11
	（1） 延長保育料について	
	（2） 臨時延長保育について	
9.	広域入所について	・・・12
	（1） 稲沢市から他市町村の保育園等を利用する場合	
	（2） 他市町村から稲沢市の保育園を利用する場合	
10.	利用者負担金等について	・・・12
	（1） 幼児教育・保育の無償化について	
	（2） 保育料の算定方法について	
11.	利用者負担金の軽減について	・・・15
	（1） 利用者負担金の軽減について	
	（2） 利用者負担金の変更について	
	（3） 利用者負担金以外の諸費用について	
12.	給食費（主食代・副食代）について	・・・17
	（1） 給食費の徴収について	
	（2） 給食費の軽減について	
13.	利用者負担金等の納入方法について	・・・18
14.	利用者負担金等を滞納した場合について	・・・18
15.	入園後の手続きについて	・・・18
	（1） 入園申込み時と状況が変わった場合	
	（2） 退園について	
	（3） 年度途中転園について	
	（4） 保育の必要性の確認について（継続入園の確認）	
16.	その他	・・・19
記入例等		
	入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準	・・・20
	口座振替手続きをされる方へ	・・・22
	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園利用申込書【記入例】	・・・23
	令和5年度 認可保育施設一覧（予定）	・・・24
	令和5年度 保育短時間・保育標準時間一覧（予定）	・・・25
	～入園Q&A～	・・・26
	～延長保育Q&A～	・・・30

1. 市内の認可保育施設について

市内の認可保育施設には、保育園・認定こども園・小規模保育事業所があります。※ 令和5年4月1日予定

施設区分		対象児童	施設数	運営主体
保育園		0～5歳児	公立：15園	稲沢市
			私立：12園	社会福祉法人
認定こども園 (幼保連携型)	幼稚園（教育）部分	満3～5歳児	私立：3園	社会福祉法人・学校法人
	保育園（保育）部分	0～5歳児		
小規模保育事業所		0～2歳児	私立：3園	民間事業者（株式会社）

(1) 保育園

保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする児童を保護者にかわって保育・教育をする施設

※ 家庭での保育が可能な児童は「集団生活に慣れさせたい」「下の子の育児に専念したい」等の理由で入園することはできません。保育園に通園できる期間は世帯の状況に応じて変わり、入園後、児童を保育園で保育する必要性が失われれば、保育の利用ができなくなります。

(2) 認定こども園

幼児教育を行う「学校」である幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設

※ 幼稚園（教育）部分は保護者が働いている・いないに関わらず、保育・教育を一緒に受けられ、保護者の就労等の状況が変わっても幼稚園（教育）部分に空きがあれば、通い入れた園を継続して利用することができます。保育園（保育）部分は（1）と同じ。

(3) 小規模保育事業所

保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする0～2歳児を対象に少人数（定員19人以下）で保育をする施設

※（1）と同じ。

2. 入園基準について

(1) 入園について

入園申込みができる児童は、次のアに該当し、更にイ、ウ、エのいずれかを満たす場合です。

ア. 入園を希望する施設の利用に必要な「教育・保育給付認定（支給認定）」を受けた方（p.2 参照）

イ. 稲沢市に住民登録（外国人の場合、在留資格や在留期間が有効な方）をしている方で、実際に稲沢市にお住まいの方

ウ. 申込時点では稲沢市に住民登録がないが、入園を希望する前日までに稲沢市に転入予定の方

エ. **（4月1日入園のみ申込み可能）** 申込時点では出生していないが、入園を希望する保育園の受け入れ可能な月齢に達する見込みで、令和5年3月31日までに稲沢市に住民登録をする予定の方

(2) クラス年齢について

児童の年齢・月齢によってクラスが変わります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

4月1日の前日の年齢でクラス年齢が決まり、年度内適用します。

区分	クラス年齢	生年月日
幼児	5歳児（年長）	平成29年4月2日～平成30年4月1日
	4歳児（年中）	平成30年4月2日～平成31年4月1日
	3歳児（年少）	平成31年4月2日～令和2年4月1日
乳児	2歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
	1歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
	0歳児	令和4年4月2日以降

3. 教育・保育給付認定（支給認定（保育の必要性の認定））について

下表対象施設の利用には、支給認定（保育の必要性の認定）が必要です。

支給認定が 必要 な施設	<p>①市内にある施設 保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所</p> <p>②その他施設 幼稚園（新制度移行済）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業</p>
支給認定が 不要 な施設	<p>幼稚園（新制度未移行）、認可外保育所（企業主導型保育事業所以外）</p> <p>※市内の幼稚園は全園、新制度に移行していません。</p>

(1) 認定区分について

支給認定は、児童の年齢と保育の必要性により区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。稲沢市では、1号認定と2号認定を併願することは可能ですが、併願する場合と併願しない場合で申込みができる内容が異なります。（p.7「6. 入園申込みについて」参照）

認定区分・児童の年齢及び保育の必要性	利用できる施設	利用時間
1号認定 満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園（新制度に移行しているもの） 認定こども園	教育標準時間 （標準4時間） + 預かり保育
2号認定 満3歳以上で、保護者が <u>保育を必要とする事由</u> （p.3参照）に該当し、保育を希望する場合 （認定こども園では、教育・保育の両方が受けられます）	保育園 認定こども園	保育短時間 （最長8時間） + 延長保育 または、 保育標準時間 （最長11時間） + 延長保育
3号認定 満3歳未満で、保護者が <u>保育を必要とする事由</u> （p.3参照）に該当し、保育を希望する場合	保育園 認定こども園 小規模保育事業所等	保育標準時間 （最長11時間） + 延長保育

※ 教育標準時間は園により4時間以上に設定している場合があります。

※ 預かり保育及び延長保育の利用条件・料金等については、各園にお問い合わせください。(公立保育園はp.11 参照)

(2) 認定期間について

認められる支給認定の認定期間は次のとおりです。

認定区分	認定期間
1号認定	教育を希望する期間 (最長 小学校就学前まで)
2号認定	保育の必要性が認められる期間 (最長 小学校就学前まで)
3号認定	保育の必要性が認められる期間 (最長 児童の3歳の誕生日の前々日まで) ※

※ 保育の必要性を満たしている場合、満3歳到達による3号認定から2号認定への変更は保育課で行います。保護者の方が必要な手続きはありません。

(3) 支給認定の申請方法について

保育園の申込みと同時に行うことができます。(p.4「5. 入園申込みから入園までの流れについて」参照)
保育園の申込書と就労等証明書等の提出が必要となります。

4. 保育の必要性と保育必要量 (保育標準時間・保育短時間) について

(1) 保育の必要性とは

2号または3号認定を受けるためには、父母ともに次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している必要があります。

保育を必要とする事由	内容
(ア) 就労	月に実働60時間以上の就労をしている場合(注1) ※賃金を伴わない就労について、添付資料の内容により認定できない場合があります。
(イ) 妊娠・出産、疾病等	出産の前後、病気、負傷、心身に障がいがある場合(注2)
(ウ) 介護等	長期間入院している親族の看護や、自宅で介護を行っているなど、月に60時間以上の介護等に当たっている場合
(エ) 災害復旧	震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が損壊又は損失し、その復旧に当たっている場合
(オ) 求職活動	求職活動もしくは起業の準備を継続的に行っている場合 (ただし、入園日又は求職開始日から90日目の属する月末までの認定となります。)
(カ) 就学	月に60時間以上、学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合(通信教育については、受講状況により保育の必要性、保育必要量を判断しますので御相談ください。) 趣味の講座やカルチャースクール等は対象外
(キ) 育児休業取得	育児休業取得時に、すでに入園している児童について継続利用が必要な場合(注3)
(ク) その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合

注1 支給認定開始日の14日間以内に、就労開始または復職予定であることが必要です。

(例) 令和5年4月1日から支給認定を希望する場合

⇒ 令和5年4月15日までに就労開始または復職予定であることが必要

注2 妊娠・出産の場合は、原則として産前産後8週間ずつ（多胎妊娠の産前産後期間にあつては14週間）をいい、支給認定の期間は、最長で産前8週間（多胎妊娠は14週間）の始まる日から産後8週間の属する月末までとします。

(例) 令和5年4月1日から出産を要件として支給認定を希望する場合

⇒ 出産予定日が令和5年2月4日から令和5年5月26日までにあることが必要

※出産予定日が令和4年12月30日から令和5年2月3日までであり、令和5年4月1日に新入園児として申込みができません。また、在園児として持ち上がりすることができない児童は、こちらをご覧ください

(p.29「入園Q&A」参照)

注3 保育園等に入園していない児童が育児休業取得時に新たに保育支給認定（2号・3号認定）を受けることはできません。育児休業取得時に保育園等の継続利用を希望する場合は、『育児休業取得における在園児の保育園継続入園申請書』と『教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）』の提出が必要です。

(2) 保育必要量（保育標準時間・保育短時間）とは

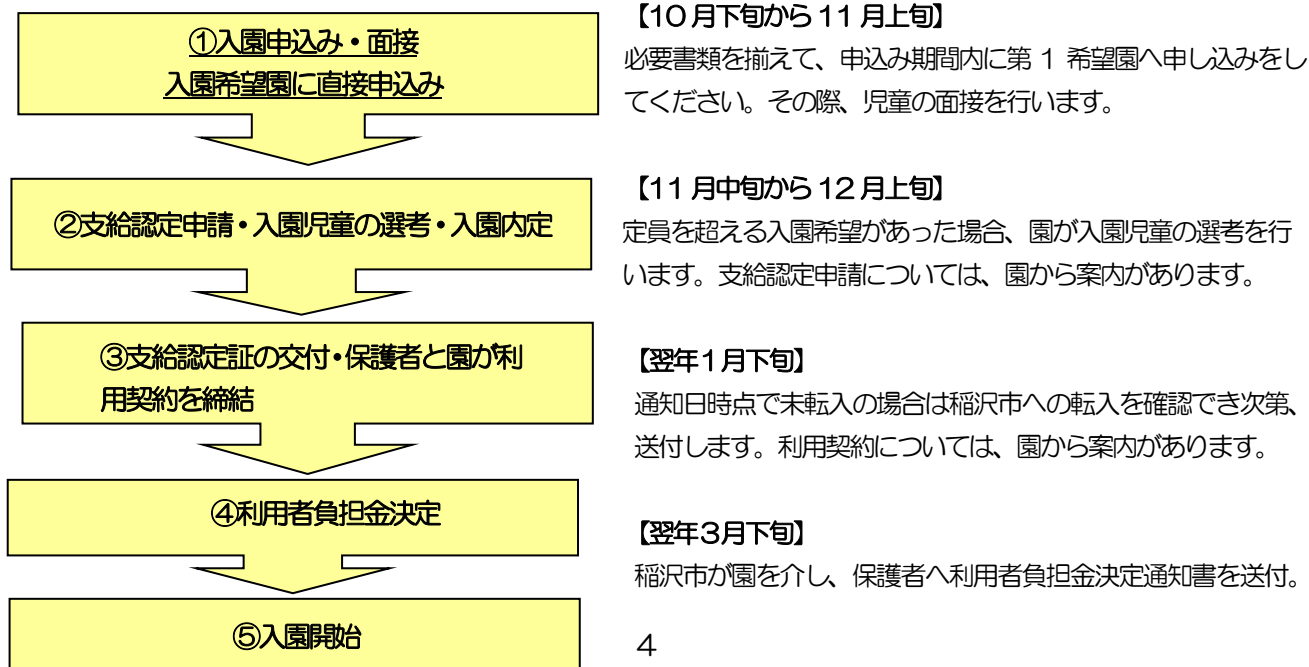
2号または3号認定の場合、保育を必要とする事由及びその時間により、利用できる保育時間が決まります。(p.26「入園Q&A」(Q2からQ5)参照)

保育標準時間 利用時間は園ごとに異なります。(p.23参照)		
フルタイム就労の方を想定 目安：1日6時間以上、 月20日以上就労	一日当たり最大11時間を限度として、就労状況等に応じて利用可能	①就労、就学、介護等を1か月に原則 実働120時間以上 行っている場合 ②妊娠・出産、疾病等、災害復旧、その他の場合 ※求職活動、育児休業取得は短時間のみ
保育短時間 利用時間は全園午前8時から午後4時までです。		
パートタイム就労の方を想定 目安：1日4時間以上、 月15日以上就労	1日8時間の保育が利用可能	①就労、就学、介護等を1か月に 実働60時間以上 行っている場合 ②妊娠・出産、疾病等、災害復旧、求職活動、育児休業取得、その他の場合

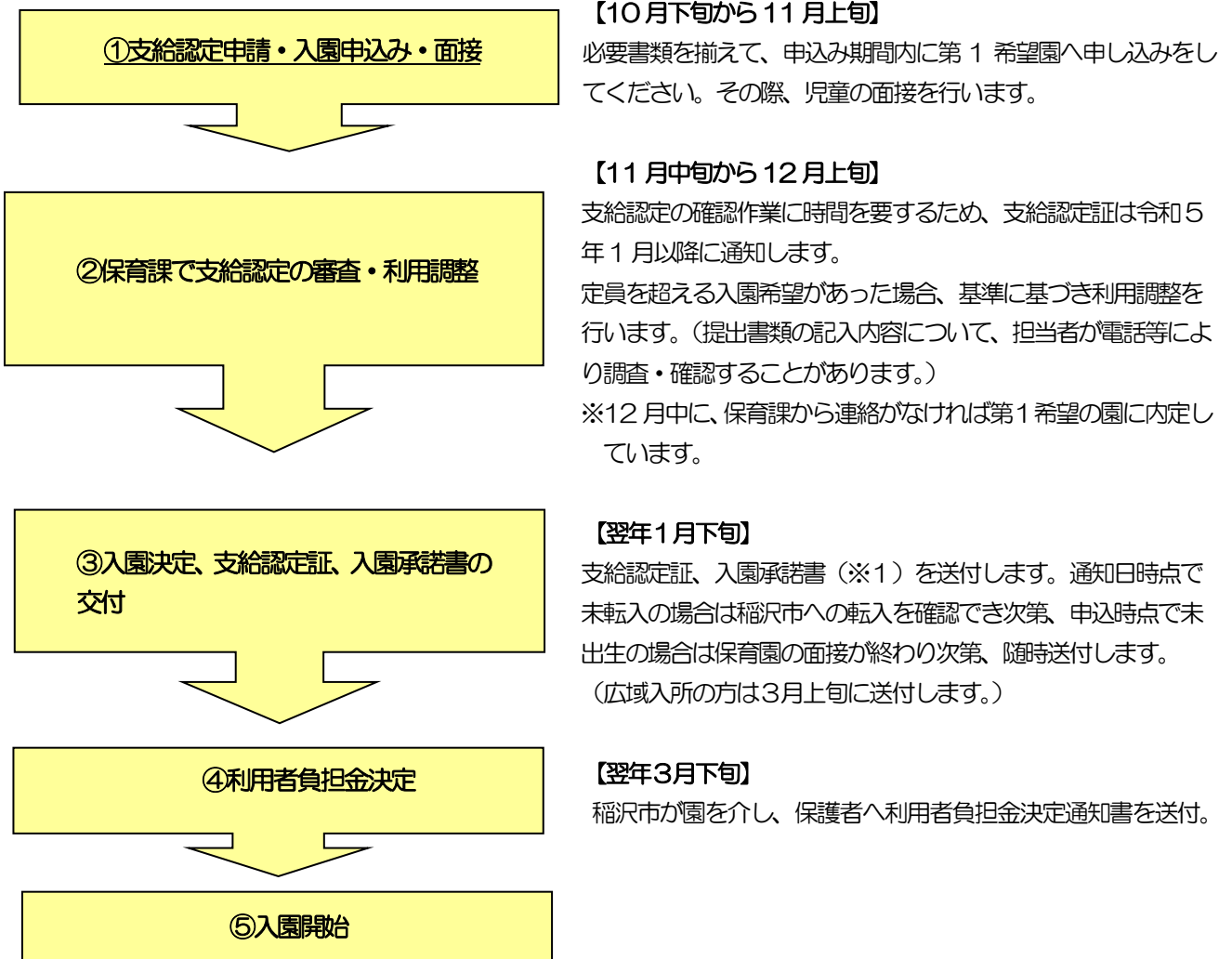
5. 入園申込みから入園までの流れについて

(1) 4月1日新規入園の場合 ※1号認定の場合は、申込みの時期が異なる場合があります。

(ア) 1号認定（教育部分）での入園を希望する場合



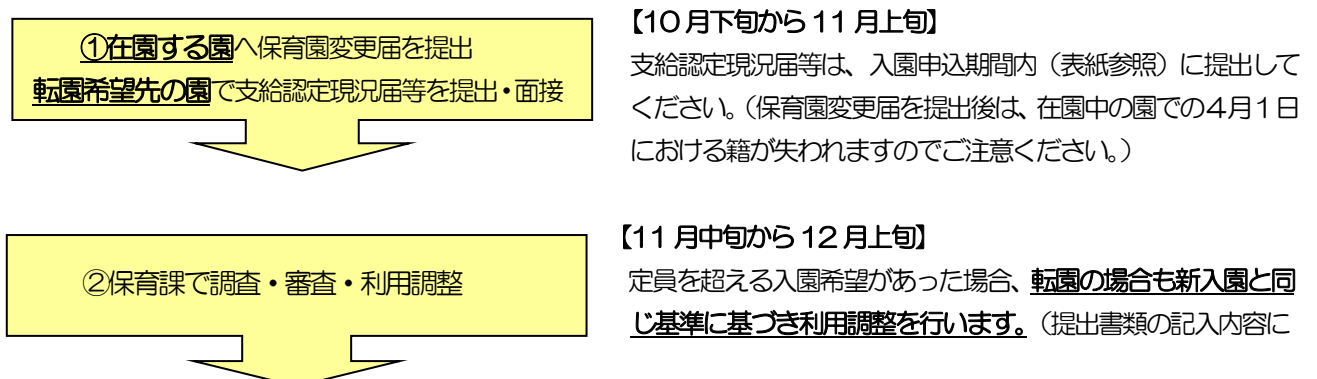
(イ) 2号または3号認定（保育部分）での入園を希望する場合

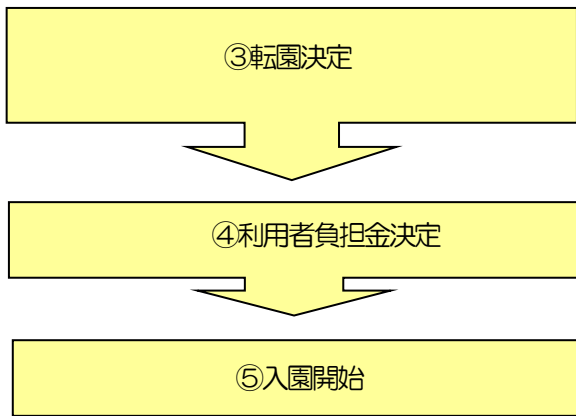


- ※1 認定こども園・小規模保育事業所を利用する場合、支給認定証のみ送付します。認定証受領後、園からの案内に従って、園と利用契約を締結してください。
- ※ 支給認定申請及び保育園入園申込みをされた後に入園辞退された場合、支給認定証は交付しません。再度入園申込みする際は、改めて支給認定申請書を提出してください。
- ※ 支給認定証は、支給認定事由等の変更手続きの際に返却が必要ですので、大切に保管をしてください。
- ※ 認定こども園の幼稚園部分（1号認定）と保育園部分（2号または3号認定）では、入園申込みの方法や利用者負担金等が異なりますので、ご注意ください。

(2) 4月1日転園の場合（2号または3号認定（保育部分））

※1号認定での転園を希望する場合は、園へ直接お問い合わせください。





ついて、担当者が電話等により調査・確認することがあります。)

【翌年1月下旬】

入園承諾書を送付します。認定こども園・小規模保育事業所へ転園する場合、入園承諾書の送付はしません。園からの案内に従い、園と利用契約を締結してください。

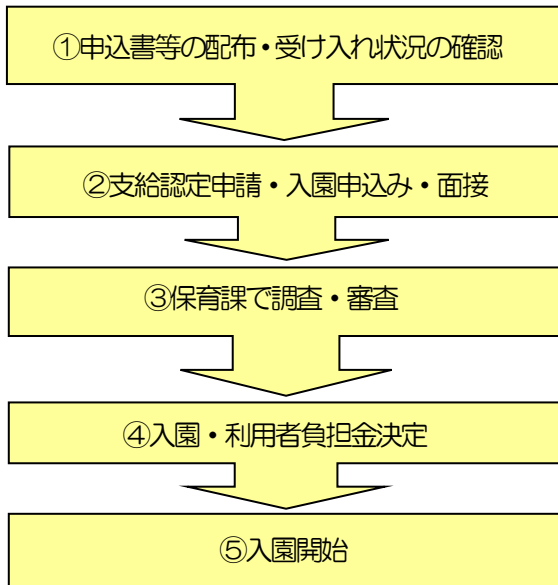
【翌年3月下旬】

利用者負担金決定通知書を送付します。

（3）年度途中入園の場合

各園において2ヶ月前（2ヶ月前にあたる日が日曜日又は祝日の場合、直前の平日）から申込み受付をしていますが、定員等の状況により入園できない場合もあります。

※ 毎月初旬に、ホームページで園の空き状況を更新しています。



入園希望の園に直接受け入れ状況を確認してください。

申込書等は各園及び保育課で配布しています。

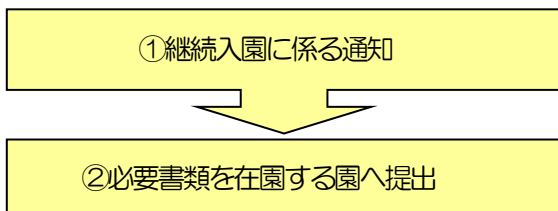
申込書等をすべて整えた上、入園希望の園へ入園申込みしてください。その際、児童の面接も行います。

提出書類の記入内容について、担当者が電話等により調査・確認させていただくことがあります。

支給認定証、入園承諾書及び利用者負担金決定通知書を送付します。認定こども園・小規模保育事業所へ入園する場合、入園承諾書の送付はしません。園からの案内に従い、園と利用契約を締結してください。

（4）継続入園の場合

2号または3号認定として継続して在園するためには、入園後も保育の必要性が認められる状態が継続していることが要件となります。その状況を確認するため、毎年度、下記の手続きが必要です。



【10月頃】

在園する園を通じて、継続入園に係る通知をします。

必要書類についての詳細は文書でお知らせします。保育の必要性が認められない場合、継続入園ができません。

☆お願い☆ 入園申込み後に**突然入園を辞退されますと職員配置の変更等、園の運営に支障をきたします**ので、よく御検討のうえ、お申し込みください。

6. 入園申込みについて

◎1号認定での入園（単願）もしくは2号・3号認定での入園（単願）を希望する場合

下記の必要書類を第1希望の園へ提出してください。必要書類に不備がある場合は受理できません。

◎1号認定での入園と2号認定での入園（併願）を希望する場合

稲沢市では1号認定での入園と2号認定での入園を併願することができます。ただし、第1希望が1号認定の場合にのみ併願可能とします。1号認定は単願・併願にかかわらず、梅檀保育園（1号）、和光こども園（1号）、へいわこども園（1号）のうち、1園のみに提出できます。

1号認定・2号認定、それぞれ第1希望の園へ必要書類を提出してください。1号認定での入園が決まると2号認定での利用調整は行いません。

（1）入園申込みに必要な書類（1号認定）

園によって必要書類が異なりますので、入園希望の園へ直接お問い合わせください。

（2）入園申込みに必要な書類（2号認定・3号認定）

必要書類	必要な方
①子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書	全員
②就労証明書（就労・就労以外）	全員
③稲沢市市税等口座振替依頼書兼廃止書	保育料等の口座振替を希望の方
④幼稚園等の在園証明書	兄弟児で幼稚園等に在園する児童がいる方
⑤保育料の多子軽減に係る届出書	別居（市外在住）の子がいる場合
⑥延長保育申込書	公立保育園で、午前8時から午後4時を超えて保育の利用を希望する方
⑦土曜日の保育利用に係る届出書	公立保育園で、土曜日保育を利用する必要がある方
⑧外国人登録証や在留カードの写し（世帯全員分）	外国籍の方
⑨その他書類	その他家庭状況等によって必要な方のみ

①子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書

※児童1人につき、1枚ずつ提出してください。「世帯の状況」の個人番号（マイナンバー）欄は父母のみ記入してください。

※マイナンバーの確認のため、申込み時に次のアとイを提示してください。

ア 父母のマイナンバーカードまたは通知カード

イ 申込みに来られる方の本人確認資料（マイナンバーカード、自動車運転免許証など）

②就労等証明書

※保護者（父母等）1人につき、1枚ずつ提出してください。兄弟姉妹がいる場合、2人目以降の児童は証明された就労等証明書のコピーを提出してください。

※保護者（父母等）以外の同居人については就労等証明書の提出は不要です。）

※保育を必要とする事由ごとに必要な添付書類がありますので、次の表のとおり提出してください。

保育を必要とする事由	保育の必要性を証明する書類	
	添付書類	
就労	就労証明書 +	被雇用者は追加の添付書類は不要です。
自営業・農業（中心者）		その事業での収入が確認できるもの（確定申告書等の写し）（ただし1年目は開業届）、その他事業内容がわかるもの（営業許可証、委託業者との契約書等の写し）
自営業・農業（専従者）		専従者であることを確認できるもの（確定申告書等の写し）
自営業・農業（協力者）		自営業…中心者の確定申告書の写し等 農業…出荷伝票及び中心者の確定申告書の写し
妊娠・出産	就労証明書（就労以外） +	母子健康手帳の表紙及び出産予定日の記載がある部分の写し
疾病等		自身の診断書（注1）または、障害者手帳等（注2）の写し
親族の介護等及び入院等の付添い		該当する人の診断書（注1）または、障害者手帳等（注2）の写し
災害復旧		り災証明書
求職活動（注3）		生計中心者で失業中の場合のみ、p.9「⑨. その他書類」参照
就学		在学証明書等（注4）
その他		※保育課へお問い合わせください。

注1 診断書は、病名及び治療期間、自身での保育が困難な旨（介護の場合は、介護が必要であり、自身での保育が困難な旨）が明記されており、主治医の署名、捺印のあるものを提出してください。

注2 障害者手帳等は、氏名、顔写真及び障害等級表による級別の記載がある部分、介護保険被保険者証については氏名、要介護状態区分の記載のある部分の写しを提出してください。

注3 求職活動の場合は、入園日もしくは求職開始日から90日目の属する月の末日までの期間（令和5年4月1日入園の場合、**令和5年4月1日から令和5年6月30日まで**）支給認定します。

この期間内に就労先が決定しない場合は、退園となります。（保育園に在園中の場合も同様です。）

注4 在学証明書および就学期間・就学時間がわかる書類の写しを提出してください。

③稲沢市市税等口座振替依頼書兼廃止依頼書

※提出が必要な方は**第1希望が、公立保育園の方、私立保育園：0～2歳児クラスの方**

※認定こども園・小規模保育事業所を利用する場合、利用者負担金は園へ直接お支払いいただくため、提出不要です。（p.18「13. 利用者負担金等の納入方法について」、p.22「口座振替手続きをされる方へ」参照）

④幼稚園等の在園証明書

※兄弟児が幼稚園等に在園している場合に必要となります。保育料等の負担軽減の算定に必要となります。

（p.15「11（1）利用者負担金の軽減について」参照）

※様式は問いませんが、在園する幼稚園等の名称、入園期間、入園している児童の氏名、生年月日、在園する幼稚園等の公印が押印してあるものを提出してください。

⑤保育料の多子軽減に係る届出書

※別居（市外在住）の子がいる場合に必要となります。保育料等の負担軽減の算定に必要となります。

（p.15-16「利用者負担金の軽減について」参照）

⑥延長保育申込書

※公立保育園の延長保育を希望する場合に必要となります。

(p.11「8公立保育園の延長保育について」参照)

⑦土曜日の保育利用に係る届出書

※公立保育園の土曜日保育を希望する場合に必要となります。

(p.11「7公立保育園の土曜日保育について」参照)

⑧外国人登録証や在留カードの写し(世帯全員分)

※外国籍の方が申込みをする場合に必要となります。氏名、顔写真、在留資格の記載のある部分の写し

⑨その他資料

ア. 税額資料

※令和4年1月2日以降に稲沢市に住民登録をされた方や住民登録がない方は、次ページの表のとおり必要書類を提出してください。ただし**子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園利用申込書へ個人番号(マイナンバー)**を記入していただくことで必要書類の提出を省略することができます。

※稲沢市での住民登録が父母ともに令和4年1月1日以前からある方は提出不要です。

ただし、税額の確認ができない方は市民税申告等の手続きをしていただく必要があります。

※令和3年中または令和4年中に海外で収入があった方は『所得計算書(市県民税用)』の提出が必要です。

区分		必要書類
令和4年1月2日以降 令和5年1月1日まで の間に住民登録をした方	令和5年4月1日から 令和5年8月31日 までに入園する場合	①令和4年度市区町村民税納税通知書(写し) ②令和4年度市区町村民税課税証明書 ①②のうちいずれかを父母の分1枚ずつ
	令和5年9月1日 以降に入園する場合	必要書類はありません。
令和5年1月2日以降に 住民登録をした方、または 住民登録のない方	令和5年4月1日から 令和5年8月31日 までに入園する場合	①令和4年度市区町村民税納税通知書(写し) ②令和4年度市区町村民税課税証明書 ①②のうちいずれかを父母の分1枚ずつ ※入園後、下欄③④のうちいずれかを父母の分1枚ずつの提出を依頼します。
	令和5年9月1日 以降に入園する場合	③令和5年度市区町村民税納税通知書(写し) ④令和5年度市区町村民税課税証明書 ③④のうちいずれかを父母の分1枚ずつ

イ. 税額資料以外

区分	提出書類・証明書等	備考
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書等	福祉事務所で発行されます。
離婚調停中等で別居している方	離婚調停通知書等の写し	
生計中心者で失業し、求職活動をしている方 (利用調整となった場合に必要となります。)	離職票等失業を証明する書類 ※令和4年1月1日時点で 稲沢市に住民登録がない方は、 上記に加え、市区町村民税課 税証明書等令和4年度 (3年中)の所得の状況が わかる書類(注1)	生計中心者で失業し求職している方とは、 失業を証明する書面の提出があり、前年の 給与支払金額等(営業等の場合は所得金額) が150万円を超えること及び生計を一に する配偶者の合計所得金額が38万円以下 である方です。

注1 令和4年度市区町村民税が未申告の方は、令和4年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で、市区町村民税の申告を行って所得の状況の分かる書類を提出してください。

(3) 入園申込み・入園後に係る注意事項

- ア. 入園申込み当日、**児童の面接を行いますので、児童と一緒に**お出かけください。
- イ. 求職活動、妊娠・出産等の要件で支給認定・入園承諾を受けた場合、認定・入園承諾期間終了前に、『**教育・保育給付認定変更申請書(兼変更届)**』と新たな要件を証する『**就労等証明書**』を園へ提出してください。
認定・入園承諾期間終了前までに新たな要件が確認できない場合、退園となります。
- ウ. その他必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。
- エ. 入園申込みを辞退される場合は、入園申込みした園へ『**保育園入園辞退届**』を提出してください。

(4) 障がい児保育について

市が指定する保育園で行います。2号認定を受けている児童のうち、**クラス年齢が3歳児以上で集団生活に支障がないと判断される児童が対象**です。なお、入園の適否は、**稲沢市障害児保育判定委員会**で判定し、**障がいの程度やクラスの状況、保育士の配置等により、受け入れできない場合があります。**

(5) 入園決定について

保育利用の入園基準に従い、決定します。

4月1日入園(新年度入園)において入園・転園の申込みが定員を超えた場合、入園申込受付期間内に申込みされた方を対象に、『**稲沢市保育園入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準**』(p.20-21参照)に基づいて利用調整を行います。利用調整の結果、抽選が必要になった場合、園または市役所で入園についての抽選を行います。抽選を実施することが決定した場合、対象者には別途通知します。

(6) 書類不備について

申込受付時に書類不備があった場合、原則として受理を行いません。ただし、保育課から書類の提出を依頼した場合で、指定した期日までに再提出されたときは提出された書類により利用調整を行い、提出されないときは利用調整基準指数を「E」として利用調整を行います。

★ 提出された書類について、保育課で実態調査や審査・検討をします。
記載内容に虚偽があった場合には**入園を承諾しない**、または**入園を取り消す**ことがあります。

7. 公立保育園の土曜日保育について

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所は園ごとに取扱いが異なります。詳細は各園へ確認してください。
公立保育園で土曜日保育を希望する場合、保育士の配置や給食の数を把握するため、『土曜日保育の利用届出』を提出してください。追加料金は発生しませんが、保護者のいずれもが土曜日に保育を必要とする事由に該当していることが必要です。なお、審査の結果、土曜日保育の利用が認められない場合があります。

8. 公立保育園の延長保育について（p.30-31「延長保育Q&A」参照）

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所は園ごとに取扱いが異なります。詳細は各園へ確認してください。
公立保育園で、認定を受けた保育時間を超えて保育を希望される場合、延長保育の申込みが必要です。ただし、入園申込み時には認定を受けられる保育時間が未定のため、午前8時から午後4時を超えて保育を希望する方は、全員『延長保育申込書』を提出してください。ただし、就労等の条件によっては、延長保育の利用を制限させていただくことがありますので、適正な利用にご協力ください。

（1）延長保育料について

支給認定を受けた保育必要量及び申請利用時間により延長保育料を決定します。

保育必要量	延長保育利用時間	1人当たりの利用料
保育短時間 (午前8時から午後4時まで)	午前7時30分～午前8時	月額 500円
	午後4時～午後5時	月額 1,000円
	午後4時～午後6時	月額 2,000円
	午後4時～午後7時15分	月額 3,000円
保育標準時間 (午前7時30分から午後6時30分まで)	午後6時30分～午後7時15分	月額 500円

（2）臨時延長保育について

保護者の突発的な残業・病気等により、認定された時間または申込みした延長保育時間を超えた保育を必要とする場合、臨時延長保育として、月2日を限度として延長保育を利用することができます。

必要な場合は、在園する保育園に申し出てください。延長保育臨時利用料（日額200円）が発生します。

（延長保育における注意点）

- ※ 延長保育の申込みをして月に1日も延長保育を利用しなかった場合、延長保育料は無料となります。
- ※ 月に1日以上延長保育を利用した場合は、申込みをした延長保育時間に応じた延長保育料が発生します。
- ※ 延長保育料は、利用月の翌月に徴収します。
- ※ 満3歳以上児で副食代が無料の方及び満3歳未満児で利用月の利用者負担金（保育料）が無料の方については、延長保育料が無料となります。
- ※ ご利用の際は就労等の状況に沿った適正利用にご協力ください。

9. 広域入所について

広域入所とは、児童の居住地以外の市町村にある保育園等へ入園することをいい、市町村間で調整をして入園の手続きを行うもので、双方の市町村が広域入所の取扱いを行っていることが条件となります。

(1) 稲沢市から他市町村の保育園等を利用する場合

【支給認定申請・入園申込み先：稲沢市保育課】

- ・委託先の市町村及び希望する保育園等へ、広域入所が可能かどうか保護者の方が確認してください。
- ・保育の必要性や要件によってはお断りする場合がございます。
- ・委託先の市町村が定めた入園申込み期間やその他必要書類を確認のうえ、稲沢市へ支給申請及び入園申込み（稲沢市所定用紙を使用）をしてください。
- ・稲沢市内の保育園に在園している場合、いったん退園後、広域入所の取扱いとなります。

(2) 他市町村から稲沢市の保育園を利用する場合

【支給認定申請・入園申込み先 … 居住する市町村】

- ・入所希望児童の居住する市町村が、広域入所が可能かどうか保護者の方が確認してください。
 - ・保育の必要性の基準を満たしていること。（稲沢市在勤、里帰り出産等）
 - ・児童のクラス年齢が3歳以上であること。（里帰り出産の場合のみ、3歳未満の受入れ可）
 - ・受入対象保育園の定員に余裕があり、入園している市内在住の児童に支障がないこと。
- ※保育の必要理由に変更があるとき、再協議する場合があります。
 ※年度毎に、双方市町村で協議を行い、入園の可否を調整します。

10. 利用者負担金等について

(1) 幼児教育・保育の無償化について

※3歳児から5歳児までの保育料は無償化されています。（給食費などは無償化の対象外）

※保育園や幼稚園を利用する3歳児から5歳児に係る利用者負担金（保育料）・授業料等は下記のとおりになります。

利用施設	無償化の対象	無償化の範囲
保育園 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業所	3歳児（年少）から5歳児の全世帯 0歳児から2歳児のうち市民税非課税世帯	利用者負担額の全額
幼稚園（新制度に移行した施設） 認定こども園（教育利用）	満3歳児から5歳児の全世帯	利用者負担金の全額
幼稚園 （新制度に移行していない施設）(*1)	満3歳児から5歳児の全世帯	授業料・入園料など 月額最大25,700円

*1 稲沢市内にある幼稚園は全て、新制度に移行していない施設です。

* バス代、給食費、行事費などは無償化の対象外です。

(2) 保育料の算定方法について (年少クラス未満 (0歳児から2歳児))

※保育料は、前年度または現年度の「市町村民税所得割額」で算定しています。保育料の切り替え時期は、毎年9月となっています。

※児童の父母の市町村民税額、児童の年齢区分 (※1)、認定を受けた保育時間により利用者負担金を決定します。

ア. 算定方法

算定の根拠	父母 (またはそれ以外の扶養義務者) の市町村民税所得割額
算定期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月から令和5年8月まで→令和4年度市町村民税 令和5年9月から令和6年3月まで→令和5年度市町村民税
市町村民税所得割額算出方法	市町村民税所得割額 + ①寄付金控除 ②住宅借入金特別控除 ③配当控除 ④外国税額控除 = 保育料算定に用いる税額 (父母等の計) (算出した額を次ページの利用者負担金基準額表に当てはめる。)

※1 年齢区分は4月1日の前日の年齢とし、年度内適用します。年度途中で年齢が変わっても利用者負担金の変更はありません。

※父母の収入だけでは生計が成り立っていないと認められる場合、同居の祖父母等の市町村民税額も算定対象とします。

※月途中での入園・退園の場合、日割計算をします。(月初入園・月末退園を原則としている園があります。)

イ. 令和4年度・令和5年度の住民税が未申告の場合

未申告等で税額が不明な場合、最高額の利用者負担金 (2号または3号認定の場合、児童の年齢区分・認定を受けた保育時間の最高額の利用者負担金) となる場合があります。

ウ. 指定都市で課税された市民税 (所得割) に係る税率調整について

都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、指定都市では、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%へ変更されました。税源移譲による影響をなくすため、指定都市からの転入された方・指定都市にお住まいの方については、税源移譲前の税率で計算し直した所得割額によって利用者負担金を算定しています。(申請は不要です。)

エ. 目安となる利用者負担金の算定方法 (例)

(例)市民税・県民税納税通知書の一部			
△△県〇〇市 令和〇〇年度 市民税・県民税 課税明細			通知書番号 123456789
氏名 稲沢 太郎 様			
区分	課税標準額(円)	市民税(円)	県民税(円)
総所得	③ 1,730,000	④ 103,800	⑤ 69,200
所得割額	短期譲渡		
	長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当		
	先物取引		
	山林	⑥	
※1 調整控除額		⑦ 1,500	
配当控除額等		⑧	
住宅借入金等特別税額控除額		⑨	
寄付金税額控除額		⑩	
配当額控除額・株式等譲渡所得割額控除額		⑪	
差引所得割額		⑫ 102,300	⑬ 68,200
均等割額		⑭ 3,500	⑮ 2,000
合計		⑯ 105,800	⑰ 70,200

例) 2歳児 (保育標準時間認定) の保育料
 父の市民税所得割額: 102,300円
 母の市民税所得割額: 52,300円 の場合

父母の合計: 102,300+52,300=154,600円
 ⇒ 月額保育料: 第10階層 43,000円

令和5年度 利用者負担金基準額表（2号認定（満3歳児）・3号認定）

利用者負担金は、児童の父母の市町村民税額と子どもの年齢区分、認定を受けた保育時間により決定します。

（月額）

課税総額等による階層区分		保育必要量	保育短時間	保育標準時間	
第1階層	生活保護法等による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び支援給付受給世帯		円 0	円 0	
第2階層	当該年度分（4月から8月までにあっては、前年度分。 以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯 （第1階層に該当する世帯を除く。）		0	0	
第3階層	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の世帯		8,900	8,900	
		ひとり親世帯等	4,200	4,200	
第4階層	除く。当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の世帯（第1階層に該当する世帯を	48,600円未満	9,900	12,900	
		ひとり親世帯等	4,700	6,200	
第5階層		48,600円以上 57,000円未満		11,000	14,000
			ひとり親世帯等	5,500	7,000
第6階層		57,000円以上 71,000円未満		14,000	17,000
			ひとり親世帯等	7,000	8,500
第7階層		71,000円以上 97,000円未満		22,000	25,000
			ひとり親世帯等	9,000	9,000
			77,101円以上 97,000円未満	22,000	25,000
第8階層		97,000円以上 117,000円未満		31,700	34,700
第9階層		117,000円以上 137,000円未満		36,500	39,500
第10階層		137,000円以上 169,000円未満		40,000	43,000
第11階層		169,000円以上 211,000円未満		41,600	44,600
第12階層		211,000円以上 251,000円未満		43,200	46,200
第13階層		251,000円以上 301,000円未満		45,000	48,000
第14階層	301,000円以上 397,000円未満		48,000	51,000	
第15階層	397,000円以上		49,000	52,000	

※ 利用者負担金は、4月分から8月分は前年度、9月分から翌年3月分は当該年度市町村民税額をもとに算定します。

※ 利用者負担金算定においては、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等適用されない控除があります。

※ ひとり親世帯等とは、母子（父子）世帯、世帯構成員に身体（精神）障害者手帳・療育手帳交付者、特別児童扶養手当支給児童、障害基礎年金受給者がいる世帯のことをいいます。

11.利用者負担金の軽減について（2号認定（満3歳児）・3号認定）

（1）利用者負担金の軽減について

0歳から2歳児の保育料において、同時入所、多子世帯、ひとり親世帯等に対して利用者負担金の軽減をします。（一部、所得制限等あり）

①同時入所（所得制限なし）

同一世帯に生計を一にする兄または姉（※1）がいる場合、保育園等に在園している子どもがその世帯の2人目の場合、そのお子さんの保育料を半額、3人目以降の場合は、そのお子さんの保育料が無償となります。

※1 兄または姉も保育園等に在籍している必要があります。

ア. 保育料軽減額

同一世帯から2人以上の就学前児童が保育園等を利用している場合、保育料は下表のとおりとなります。

適用児童（同時入所の幼児も含む）	利用者負担金額
1. 最も年齢の高い児童 （最も年齢の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	基準額表に定める額 （軽減なし）
2. 1以外の児童のうち最も年齢の高い児童 （最も年齢の高い児童が2人以上の場合は、そのうち1人とする。）	基準額表に定める額の2分の1
3. 1及び2以外の児童	無料

イ. 同時入所として認められる施設

保育園、認定こども園（稲沢市内にあるもの）、小規模保育事業所等

※保育園、幼稚園（学校教育法第1条に規定するものに限る）、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、特定地域型保育事業を利用している場合をい、**認可外保育施設の利用は含まれません。**

ウ. 在園証明等の提出について

同時入所として認められる施設に在園している場合、その施設に在園することを証する書類の提出が必要です。ただし、**兄弟児が保育園・認定こども園・小規模保育事業所に在園している場合は提出不要**です。

在園することを証する書類の提出が必要な施設

幼稚園（学校教育法第1条に規定するものに限る）、認定こども園（稲沢市外にあるもの）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合

②多子軽減

生計を一にする子（保護者に監護される者（ア）、保護者に監護されていた者（アが成年に達した場合）、保護者又はその配偶者の直系卑属（年齢不問））の人数により、利用者負担額の軽減が受けられます。

ア. 兄弟の年齢制限がなく、所得制限がある多子軽減

市町村民税が基準額未滿の方は、兄や姉の年齢制限がなく、下表の多子軽減を受けることができます。この場合、兄や姉が未就園であったり、認可外保育施設に在園していても軽減の対象となります。

市町村民税額	一人目の子	二人目の子	三人目以降の子
所得割課税額 57,700円未滿	基準額表に定める額	基準額表に定める額の2分の1	無料
(ひとり親世帯等の場合) 所得割課税額 77,101円未滿	基準額表に定める額	無料	無料

イ. 兄弟の年齢制限がある多子軽減（所得制限なし）

中学3年生以下の子を3人以上養育している世帯の場合、所得割課税額に関係なく、中学3年生以下の子のうち、上から3番目以降の児童の利用者負担金を無料とします。

☆稲沢市独自の多子軽減（第3子保育料無償化事業）

ウ. 兄弟の年齢制限がある多子軽減（所得制限あり）

1. 中学3年生以下の子を2人以上養育している世帯で、かつ所得割課税額が71,000円未滿の場合、中学3年生以下の子のうち、上から2番目以降の児童の利用者負担金を無料とします。

☆稲沢市独自の多子軽減（第2子保育料無償化事業）

2. 18歳未滿の子（平成17年4月2日以降に生まれた方）を3人以上養育している世帯の場合、18歳未滿の子のうち、上から3番目以降かつ3歳未滿児の児童の利用者負担金は下表のとおりです。

階層区分	利用者負担金額
第1階層 ～ 第7階層	無料
第8階層 ～ 第13階層	基準額表に定める額の2分の1
第14階層 ～ 第15階層	基準額表に定める額

(2) 利用者負担金の変更について

婚姻、離婚等で世帯状況に変更が生じた場合や確定申告や修正申告、市町村民税申告等により市町村民税額が変更した場合、利用者負担金に変更となることがありますので、速やかに在園する園または保育課にお申し出ください

(3) 利用者負担金以外の諸費用について

利用する園によっては、教材費や保護者会費などの諸費用が必要な場合があります。詳しくは各園へ確認してください。

利用者負担金の軽減まとめ

区分	同時入所	兄弟の年齢制限なし、所得制限あり		兄弟の年齢制限あり		
		国		市	県	
軽減の条件	兄弟同時入所	—	ひとり親世帯等	中3から数えて3人目以降	中3から数えて2人目以降	18歳から数えて3人目以降
所得制限	所得制限なし	市民税所得割額 57,700円未満	市民税所得割額 77,101円未満	所得制限なし	市民税所得割額 71,000円未満	市民税所得割額 301,000円未満
軽減の内容	2人目半額 3人目以降無料	2人目半額 3人目以降無料 (第1子年齢関係なし)	2人目以降無料 (第1子年齢関係なし)	3人目以降無料	2人目以降無料	97,000円未満は無料 97,000円以上 301,000円未満は半額

※ ひとり親世帯等とは、母子(父子)世帯、世帯構成員に身体(精神)障害者手帳・療育手帳交付者、特別児童扶養手当受給児童、障害基礎年金受給者がいる世帯をいいます。

12. 給食費(主食代・副食代)について

(1) 給食費の徴収について

ア. 乳児(0~2歳児)

利用者負担金の中に含まれているため、別途徴収はありません。

イ. 幼児(3~5歳児)

市内の公立保育園の場合は主食代650円・副食代4,500円です。

民間保育園の場合、給食費の金額を各施設で決定します。

※稲沢市では、全児童の主食代を無料化しています。

(2) 給食費の軽減について

下記表の条件に当てはまる児童は、国もしくは市から主食代および副食代の補助が行われます。

稲沢市独自の基準

国の基準

区分		主食代	副食代	
			稲沢市独自の基準	国の基準
			中学3年生から数えて第2子(市民税所得割額71,000円未満)の方または、中学3年生から数えて第3子以降(所得制限なし)	年収360万円未満相当の世帯または、同時入所の第3子以降
稲沢市に 住民登録 している 児童	公立保育園(市内)	無料化	月額4,500円を無料化	無料化
	私立保育園・ 認定こども園(市内)		月額最大4,500円までを無料化 (4,500円を超過した場合は徴収があります。)	
	市外の保育施設を 利用する場合	月額最大 650円 まで還付	月額最大4,500円まで還付	
市外から稲沢市内の保育施設 を利用する場合		実費徴収	実費徴収	

※食物アレルギーのため、毎日、弁当を持参している子どもは給食費を免除します。

除去食・代替食対応の子どもは減免がありません。

※月途中入退園の場合、入退園月は日割計算で給食費を決定します。

13. 利用者負担金等の納入方法について

利用する施設により利用者負担金・延長保育料（預かり保育も含む）の納入先が異なります。（下表参照）
納入先が「各園」となっている場合、納入方法・納入期限等については各園へ確認してください。

施設区分	利用者負担金		延長保育料（預かり保育含む）		給食費	
	決定	納入先	決定	納入先	決定	納入先
公立保育園	稲沢市	稲沢市	稲沢市	稲沢市	稲沢市	稲沢市
私立保育園			各園	各園	各園	各園
認定こども園		各園	各園	各園	各園	各園
小規模保育事業所						

稲沢市に納入する場合は、12月を除き、各月末（その日が土曜日、日曜日、休日の場合、その翌営業日）に指定口座からの振替納付を原則とします。利用者負担金は当月末に、公立保育園の延長保育料は利用月の翌月末に口座振替されます。残高不足等により口座振替ができなかった場合、口座から再振替はできませんので、在園している園または保育課へ連絡していただくか、翌月お渡しする督促状によりお支払いください。

14. 利用者負担金等を滞納した場合について

保護者の皆さまに負担していただく利用者負担金等は、園で日々の教育・保育を提供していく上で貴重な財源です。利用者負担金等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方との公平性に欠けるだけでなく、園の安定した運営を妨げる要因となります。

すべての児童が安心して教育・保育を受けられるよう、期限内納付をお願いしますと共に、支払いが困難な場合は、分納によるお支払い等納付計画の相談もお受けしますので、保育課までご連絡ください。

なお、滞納した場合は、下記のとおり滞納整理を実施します。

- ・催告状の送付、自宅・勤務先等への電話・訪問による催告を行います。退園、卒園後も催告を行います。
- ・滞納状況が改善されない場合、地方税の滞納処分の例により処分し、新たな保育サービスの利用を制限させていただくことがあります。
- ・保育課に代わり、収納課（債権回収対策室）が催告を行う場合もあります。

15. 入園後の手続きについて

（1）入園申込み時と状況が変わった場合

入園後に、家族構成（婚姻・離婚等）、保護者の勤務先等、申込時（継続時）に提出した証明書等の状況が変わった場合は、在園する園に申し出て、必要書類を添付のうえ『教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）』を提出してください。（利用者負担金や支給認定事由が変わる場合があります。）

変更事由	提出書類	提出先
家族構成が変わった場合	教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）	在籍している保育園等
保育の必要性の要件に変更が生じた場合	①教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届） ②就労等証明書	在籍している保育園等

※提出先について、市外の保育園等を利用している場合は、稲沢市役所保育課になります。

※変更する月の前月20日が提出期限になります。

※利用者負担金や支給認定事由は月ごとで決定されており、月途中での変更は認められません。20日を過ぎると翌月での変更ができない場合がありますので、変更等がある場合は速やかにご提出ください。

(2) 退園について

家庭での保育が可能となった場合や転出等で退園する場合、『保育園退園届』を園へ提出してください。事後の提出は認められないため、提出が遅れた場合は、登園有無にかかわらず、利用者負担金等を負担いただきます。なお、入園基準に該当しなくなった場合は、入園の承諾期間内でも退園となります。

(3) 年度途中転園について

園の変更を希望する場合、あらかじめ電話等で変更希望先の園へ「希望の月から転園できること」を確認し、『保育園変更届』を在園する園へ提出してください。保育園変更届を提出すると、在園する園には別の児童の入園決定がされ、元の園に戻れないことがあります。**月途中での園の変更は認められません。**

なお、4月1日付けの転園については手続きが異なりますので、在園する園へ確認してください。

(4) 保育の必要性の確認について（継続入園の確認）

2号または3号認定として継続して在園するためには、入園後も保育を必要とする事由を満たす状態が継続していることが要件となります。

毎年10月頃にその状況を調査するため、就労証明書等の必要書類を提出していただきます。（必要書類の詳細については別途通知します。）必要書類の提出がない場合、継続入園することができません。

16. その他

- (1) 入園申込みにあたり提出いただく書類は、入園申込み以外の目的では使用しません。
- (2) 保育課から保護者への通知は、園を通じて行います。
- (3) 口座振替済の領収証は発行しておりません。稲沢市へ利用者負担金等をお支払いいただいている場合で勤務先への提出等で領収証が必要な方には、『証明書』（各月分、一回目の証明に限り無料）を発行しておりますので、在園する園または保育課へお問合せください。

入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準 （令和2年10月1日改正）

保育園等への入園申込み又は保育園等の変更を希望する場合（本紙において「入園申込み等」という。）において、利用調整をする必要が生じたときは、次の順位に従って利用調整します。

なお、令和5年4月1日入園に係る入園申込み等については、申込受付期間内に入園申込み等を行った方を対象とします。

1. (1) 児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる教育・保育給付認定子ども
 (2) 生活保護受給世帯であり、世帯の自立促進のための就労等で保育の必要性が高いことが認められる教育・保育給付認定子ども
 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に教育・保育給付認定子どもを扶養している者の世帯の教育・保育給付認定子ども
2. 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者の別表第1による基準ランクが高い教育・保育給付認定子ども
3. 上記2により同ランクの場合は、別表第2に定める指数の合計が高い教育・保育給付認定子ども
4. 上記2・3により同ランク同指数の場合は、別表第3に定める優先順位の高い教育・保育給付認定子ども
5. 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者又は親族による抽選

別表第1

入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者の状況	細 目		基準 指数
1 労働	就労（被雇用者）	実働時間 月 150 時間以上	A
	自営・農業 （中心者・専従者）	実働時間 月 120 時間以上 150 時間未満	B
		実働時間 月 60 時間以上 120 時間未満	C
	自営・農業（協力者）	実働時間 月 120 時間以上	C
	内職	実働時間 月 60 時間以上 120 時間未満	D
2 妊娠・出産	産前産後8週間（多胎妊娠の産前期間にあつては14週間）の期間にある場合		A
3 疾病等	疾病	1か月以上入院している又は入院予定である場合	A*
		入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で概ね1か月以上病臥している場合	B*
		週3日以上以上の通院加療を行い、安静が必要で保育が困難な場合	C*
		継続的な通院加療を行い、安静が必要で保育に支障がある場合	D*
	*提出された診断書等から総合的に判断し、基準指数を認定する。		
障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級		A
	身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級		B
	身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級		C
4 親族の介護等及び入院等の付添い	重度心身障がい者（児）等の常時介護、常時付添いによる通院・施設通所		A*
	心身障がい者（児）等の常時介護		B*
	上記以外の場合（保育の必要性が認められる場合）		D*
	*提出された診断書等から総合的に判断し、基準指数を認定する。		
5 災害復旧	震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が損壊又は損失し、その復旧に当たっている場合		A
6 求職活動	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		B
	上記以外の場合		E
7 就学	週5日以上、かつ、月150時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合		A
	週4日以上、かつ、月120時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合		B
	週3日以上、かつ、月60時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合		C
	上記以外の場合（保育の必要性が認められる場合）		D
8 育児休業取得	育児休業取得時にすでに保育を利用している教育・保育給付認定子どもがいて継続利用が認められた場合		E

注1 基準ランクは、教育・保育給付認定保護者のうち基準指数が高い者の基準指数を左側に、低い者の基準指数を右側に置き、**AA・A・B・BB・AC・BC・CC・AD・BD・CD・DD・AE・BE・CE・DE・EE**の順に低くなるものとする。ただし、兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育園への入園を希望する場合には、上記の方法により認定した基準ランクから1段階繰り上げるものとする。
なお、当初の認定ランクが**AA**の場合は繰り上げ後のランクを**AA+**とし、その序列は**AA**の上位とする。

注2 1 労働の「実働時間」は、入園申込日時点において就労先が確定している者の1日の実働（予定）時間に月の就労（予定）日数を乗じた時間とする。

注3 1 労働の「就労（被雇用者）」は、労働契約等により実働時間に見合う賃金対価（現物支給は除く。）を伴う場合に限る。

注4 1 労働の「自営・農業（中心者・専従者）」のうち「中心者」は、開業届や営業許可証、委託業者との契約書の写し等で事業内容が確認できる者又は確定申告書の写し等でその事業での収入が確認できる者に限り、「専従者」は、確定申告書の写し等で専従者であることを確認できる者に限る。

注5 1 労働の「自営・農業（協力者）」は、注3・注4で規定した者以外（実働時間に見合う賃金対価を伴わない労働等）の者とする。

注6 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「重度心身障害者（児）等の常時介護」は、要介護認定4・5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の取得者を常時介護することとする。

注7 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「常時付添いによる通院・施設通所」は、通院・施設通所の付添いについて、月150時間以上行うものとする。

注8 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「心身障害者（児）等の常時介護」は、要介護認定1～3、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定又は精神障害者保健福祉手帳2級の取得者を常時介護することとする。

注9 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「上記以外の場合」は、注6・注8で規定した者以外の手帳取得者又は介護が必要と判断される者の介護を月60時間以上行う、又は通院・施設通所の付添いを月60時間以上行う場合とする。

注10 6 求職活動の「生計中心者の失業」は、失業を証明する書面の提出により確認するものとし、該当者は入園希望年度の前年度分市町村民税において、前年度分給与支払い金額等（自営・農業の場合は所得金額）が150万円を超えること及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下であることとする。

注11 6 求職活動の「上記以外の場合」は、注10の規定による該当者以外の者が入園申込日以降に求職活動を行う場合とする。

注12 学校とは学校教育法第1条に規定する学校とする。

注13 7 就学の「上記以外の場合」は、就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通所、通信教育を月60時間以上行っている場合とする。

別表第2

調整項目	調整指数
1 2歳児クラスで卒園となる稲沢市内の保育園等を卒園する教育・保育給付認定子どもで、3歳児クラス以降も入園を希望する場合	+2
2 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者が、18歳未満の子を3人以上養育している場合	+1
3 同居の祖父母（65歳未満）がおり自宅で保育可能な場合	-1
4 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者のいずれかが海外勤務の場合	+1
5 別表第1の1労働（産後休暇・育児休業等から復帰する場合を除く。）、4親族の介護等及び入院等の付添い、7就学が予定であり、実績がない場合	-1

注1 各項目は、重複して加算・減算できるものとする。

別表第3

優先項目	優先順位
災害復旧	1
労働（勤務地と住所地が異なる場合（農業を除く。））	2
労働（勤務地と住所地が同じ場合）又は農業	3
疾病等	4
妊娠・出産	5
親族の介護等及び入院等の付添い	6
就学	7
求職活動	8
育児休業取得	9

注1 教育・保育給付認定保護者のうち、優先順位の低い者の優先項目を用いて利用調整を行う。

～ 口座振替手続きをされる方へ ～

1. 振替口座について

入園申込時等に登録いただきました指定口座から口座振替を行います。

詳細は、口座振替依頼書の『本人用控え』をご確認ください。

☆保育料・延長保育料・給食費・放課後児童クラブの振替先口座は一つとなり、複数登録できませんのでご注意ください。

2. 口座振替日について

口座振替日は毎月月末となり、月末が休日・祝日の場合は翌営業日となります。

※延長保育料に関しては利用実績の有無を確認して口座振替しますので月末に引き落としされるのは前月の利用実績に応じたものになります。

3. 振替金額について

振替金額は、利用者負担金決定通知書や延長保育利用決定通知書によりご確認ください。

口座振替日前日までに口座へ入金し、口座振替日当日に残高不足とならないようにご注意ください。

(口座振替日当日に入金されると、口座振替されない場合があります。)

4. 注意点について

- ※1 残高不足等により口座振替ができなかった場合、口座からの再振替はできません。そのため、保育園または保育課に納付書の発行を申し出ていただくか、振替状況確認後に送付します督促状で納めてください。
- ※2 口座振替された保育料等の領収証は発行しませんので、通帳記帳等でご確認ください。勤務先への提出等で領収証が必要な方には『証明書』を発行しますので、保育園または保育課へお問合わせください。
- ※3 口座振替開始月(依頼書を提出された日の翌月)以降の納付書をお持ちの方は、納付書を破棄してください。すでに納付書で支払われた方は、保育課までお知らせください。
- ※4 依頼書に記入誤り・印鑑相違等があった場合、口座振替日が依頼書を稲沢市が受領した日の翌月末以降となることがあります。
- ※5 私立保育園の延長保育料及び給食費は各保育園からの請求、各保育園への納入となります。

5. 問合せ先

稲沢市子ども健康部 保育課 給付管理グループ

電話：0587-32-1297 (ダイヤルイン)

ファックス：0587-32-8911

子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 保育園等利用申込書

令和 4 年 11 月 日

稲沢市長 殿

稲沢市 稲沢町1番地 愛知県名古屋市

前年1月1日の住所 □市内 □市外()

イザワ タロウ 連絡先 稲沢 太郎

自宅 0587-32-1111 父携帯 001-1223-3445 母携帯 566-7788-9900

障害者手帳の有無 有(無)

性別 男(女)

生年月日 平成 4年 6月 6日 (令和)

【お願い】
 入園申込に関する書類の提出について
 ※修正テープ・修正液の使用は不可です。
 二重線で消し、その上に記入者の署名をしてください。

次のとおり、子どものための教育・保育給付に係る認定及び支給認定証の交付を申請します。また、保育の利用を希望する場合は、あわせて保育園等の利用を申し込みます。

利用希望する児童 稲沢 花子

保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園(保育希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む。))
 有: 就労 疾病・障がい 介護等 その他()
 求職活動 就学 その他()
 必要とする理由 就労 疾病・障がい 介護等 その他()
 求職活動 就学

必要とする保育量 保育短時間 保育標準時間

希望する保育利用時間 8時30分から 16時00分まで

第1希望 ○○保育園 第2希望 △△保育園 第3希望 □□保育園

利用を希望する施設名 ○○保育園

利用を希望する期間 令和 5年 4月 1日から 令和 年 月 日まで

該当する場合は、令和4年1月1日時点で在住していた自治体名を記入してください。また、個人番号の記入は必須です。

世帯の状況 ※申請対象児童と同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。

氏名	児童との続柄	利用開始日現在の勤務先・通学先等	個人番号
稲沢 太郎	父	××商事	*****
稲沢 夏子	母	◎◎コーポレーション	*****
稲沢 一郎	兄	昭令 **年 **月 **日 (男) 女	
稲沢 秋子	姉	昭令 **年 **月 **日 (男) 女	
稲沢 二郎	祖父	昭令 **年 **月 **日 (男) 女	
稲沢 冬子	祖母	昭令 **年 **月 **日 (男) 女	
稲沢 三郎	曾祖父	昭令 **年 **月 **日 (男) 女	

生活保護の適用の有無 適用無し 適用有り () 年 月 日 保護開始)

家庭の状況 ひとり親家庭 障がい児(者)がいる世帯 左記以外

○インク又はボールペンを使用し、楷書ではつきりと記入してください。該当する□にレ印をつけてください。
 ○兄弟同時入所 □希望する □希望しない

申請にあたって同意・確認いただく事項 ※各項目を一読のうえ、ご署名ください。

【保育の希望が「有」の場合】

市町村が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び食料料金の減免・軽減の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

また、保育園等の利用申込に関し、入園のしおり及び下記内容について理解・確認しました。

- 提出された書類は、保育課にて独自に実態調査(就労先への電話確認等)、審査・検討し、必要に応じて、再度書類の提出を求める場合があります。

- 必要書類に虚偽の記載があった場合や、期限までに必要書類の提出がない場合、入園を取り消す場合があります。
- 住民票上の状況(世帯分離の有無等)に関わらず、生計を一にしていると判断される方の必要書類の提出をお願いする場合があります。

- 求職活動・出産等の要件により入園となり、認定期間後も引き続き保育の利用を希望する場合、認定期間終了前に、新たな要件を証する就労等証明書等を提出してください。新たな要件が確認できない場合、原則、退園となります。
- 兄弟同時入所を希望する場合、新入園の利用調整において、兄弟のうち、入園できない児童が一人であれば、兄弟全員の入園ができなくなり、以降、兄弟が同時に入園できる園まで利用調整を行います。

【保育の希望が「無」の場合】

市町村が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び食料料金の減免・軽減の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名は、必ず表面の保護者欄と一致させて記入してください。

保護者氏名 稲沢 太郎

(表面の保護者欄と同一の保護者にしてください。)

【市記入欄】

世帯階層区分の認定経過

調査年月日	()年()月()日	()年()月()日	()年()月()日
適用月	所得割	均等割	所得割
父	円	円	円
母	円	円	円
合計	円	円	円
市階層(国階層)	階層()	階層()	階層()
利用者負担額(月額)	円	円	円
その他特記事項			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和5年度 認可保育施設一覧(予定)

公立保育園

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢					備考	開所時間	障がい児 保育	一時 保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳				
大里西保育園	100	稲沢市高重西町123番地1	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-32-5922							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
下津保育園	180	稲沢市下津住吉町42番地	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-32-6348							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
片原一色保育園	90	稲沢市一色神宮町63番地	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-36-0323							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
国分保育園	120	稲沢市矢合町3368番地3				○	○		月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-36-2414							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
駅前保育園	140	稲沢市駅前二丁目25番29号	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-21-1311							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
子生和保育園	160	稲沢市子生和小原町34番地	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	○ (10か月)
		0587-32-7824							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
高御堂中央保育園	90	稲沢市高御堂十丁目2番4号				○	○		月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	○ (10か月)
		0587-21-2230							土 AM 7:30 ~ PM 6:00		
奥田保育園※	120	稲沢市奥田神ノ木町11番地				-	-	-	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-21-9400							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
大塚保育園	140	稲沢市大塚北八丁目36番地				○	○		月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-23-3151							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
祖父江保育園	100	稲沢市祖父江町祖父江七曲159番地	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-97-3358							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
牧川保育園	140	稲沢市祖父江町両寺内札古東8番地	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	○ (10か月)
		0587-97-4410							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
丸甲保育園	80	稲沢市祖父江町甲新田芝原下73番地		○	○	○	○		月～金 AM 8:00 ~ PM 4:00	○	
		0587-97-4610							土 AM 8:00 ~ PM 0:00		
領内保育園	200	稲沢市祖父江町二俣上川原618番地	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0587-97-0755							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
長岡保育園	70	稲沢市祖父江町馬飼379番地		○	○	○	○		月～金 AM 8:00 ~ PM 4:00	○	
		0587-97-2791							土 AM 8:00 ~ PM 0:00		
山崎保育園	70	稲沢市祖父江町山崎二本木219番地	○	○	○	○	○		月～金 AM 8:00 ~ PM 4:00	○	
		0587-97-4020							土 AM 8:00 ~ PM 0:00		

私立保育園

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢					備考	開所時間	障がい児 保育	一時 保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳				
小正保育園	200	稲沢市小池二丁目10番5号	○	○	○	○	○	7か月頃から	月～金 AM 7:45 ~ PM 6:45		
		0587-23-5421							土 AM 7:45 ~ PM 1:00		
小鳩保育園	170	稲沢市池部町一丁目22番地	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:00 ~ PM 6:30		
		0587-32-6293							土 AM 8:00 ~ PM 1:30		
稲沢保育園	240	稲沢市稲島七丁目75番地1	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:15 ~ PM 6:30		
		0587-21-2404							土 AM 7:15 ~ PM 1:00		
千代田保育園	140	稲沢市坂田町貴船13番地	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:00		
		0587-36-1530							土 AM 7:30 ~ PM 1:00		
附島保育園	120	稲沢市附島町屋敷48番地1	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:15 ~ PM 6:45		
		0587-36-3722							土 AM 7:15 ~ PM 1:30		
大里東みどり保育園	160	稲沢市六角堂西町一丁目1番地5	○	○	○	○	○	7か月から	月～金 AM 7:00 ~ PM 7:00	○	
		0587-32-0457							土 AM 7:30 ~ PM 1:00		
みのり保育園	120	稲沢市増田東町192番地	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:00	○	○ (産休明け)
		0587-32-6810							土 AM 7:30 ~ PM 1:00		
信電保育園	90	稲沢市大塚南四丁目36番地	○	○	○			産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 6:30	○	○ (産休明け)
		0587-32-7700							土 AM 7:30 ~ PM 1:00		
明治保育園	180	稲沢市浅井町八神21番地	○	○	○	○	○	5か月頃から	月～金 AM 7:30 ~ PM 6:30	○	○ (5か月)
		0587-36-5630							土 AM 8:00 ~ PM 0:00		
みずほ保育園	100	稲沢市井之口大坪町79番地	○	○	○	○	○	6か月頃から	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:00		
		0587-23-4455							土 AM 7:30 ~ PM 1:00		
めばえ保育園	20	稲沢市下津森町68番地	○	○	○			産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 6:30		
		0587-23-4811							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		
信電国府宮保育園	20	稲沢市松下一丁目2番1号国府宮ビル2階	○	○	○			産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:30	○	
		0587-23-0555							土 AM 7:30 ~ PM 1:00		

認定こども園

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢					備考	開所時間	障がい児 保育	一時 保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳				
栴檀保育園	270	稲沢市稲葉二丁目4番7号	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:00 ~ PM 7:00	○	
		0587-32-6290							土 AM 7:00 ~ PM 0:30		
和光こども園	175	稲沢市駅前三丁目7番22号	○	○	○	○	○	7か月頃から	月～金 AM 7:30 ~ PM 6:30		
		0587-32-6297							土 AM 8:00 ~ PM 1:00		
へいわこども園	262	稲沢市平和町横池中之町138番地	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:15	○	
		0567-46-0415							土 AM 7:30 ~ PM 1:30		

小規模保育事業所

施設名	利用定員	住所 電話番号	受け入れ年齢					備考	開所時間	障がい児 保育	一時 保育
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳				
あすかキッズいなざわ	19	稲沢市陸田白山町13番地	○	○	○			産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 6:30		
		0587-81-6005							土 AM 7:30 ~ PM 6:30		
サンライズキッズ保育園	12	稲沢市国府宮三丁目4番23号	○	○	○			産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 7:30		
		050-5807-2282							土 AM 7:30 ~ PM 7:30		
あすかキッズ下津	19	稲沢市陸田本町168番地	○	○	○			産休明けから	月～金 AM 7:30 ~ PM 6:30		
		0587-81-9830							土 AM 7:30 ~ PM 6:30		

※奥田保育園は、令和6年3月31日で閉園予定のため、新入園児の受け入れは行いません。

令和5年度 保育短時間・保育標準時間一覧(予定)

保育を必要とする事由やその時間により、利用できる保育時間(保育標準時間・保育短時間)が決まります。
認定を受けた保育時間を超えて保育を利用する場合、超過部分は延長保育となります。

(例)公立保育園	AM7:30	AM8:00	PM4:00	PM7:15
保育短時間	延長保育	保育時間(保育短時間)	延長保育	
保育標準時間	AM7:30	保育時間(保育標準時間)	PM6:30	PM7:15

保育短時間(土)、保育標準時間は各園により異なりますので、ご注意ください。

	施設名	保育短時間				保育標準時間			
公立 保育園	大里西保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	下津保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	片原一色保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	国分保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	駅前保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	子生和保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	高御堂中央保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:00
	奥田保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	大塚保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
	祖父江保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30
牧川保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30	
	土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30	
丸甲保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00					
	土	AM 8:00	～	AM 12:00					
領内保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30	
	土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30	
長岡保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00					
	土	AM 8:00	～	AM 12:00					
山崎保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00					
	土	AM 8:00	～	AM 12:00					
私立 保育園	小正保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:45	～	PM 6:45
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:45	～	PM 1:00
	小鳩保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:00	～	PM 6:00
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 8:00	～	PM 1:00
	稲沢保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	千代田保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	附島保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:15	～	PM 6:15
		土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:15	～	PM 1:30
	大里東みどり保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:00	～	PM 6:00
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	みのり保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	信電保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
	明治保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	AM 12:00	土	AM 8:00	～	AM 12:00
	みずほ保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00
めばえ保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30	
	土	AM 8:00	～	PM 1:30	土	AM 7:30	～	PM 1:30	
信電国府宮保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30	
	土	AM 8:00	～	PM 1:00	土	AM 7:30	～	PM 1:00	
認定 こども園	栴檀保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:00	～	PM 6:00
		土	AM 8:00	～	PM 0:30	土	AM 7:00	～	PM 0:30
	教育標準時間(1号認定の場合、土曜日は休みです。)					1号認定の預かり保育対応可能時間			
	和光こども園	月～金	AM 10:00	～	PM 3:00	月～金	AM 8:30	～	PM 5:00
		月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
	教育標準時間(1号認定の場合、土曜日は休みです。)					1号認定の預かり保育対応可能時間			
へいわこども園	月～金	AM 10:00	～	PM 3:30	月～金	AM 7:30	～	PM 6:00	
	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30	
小規模 保育 事業所	あすかキッズいなざわ	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:30
	サンライズキッズ保育園	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:30
	あすかキッズ下津	月～金	AM 8:00	～	PM 4:00	月～金	AM 7:30	～	PM 6:30
		土	AM 8:00	～	PM 4:00	土	AM 7:30	～	PM 6:30

～入園Q&A～

全般

- Q 1 入園の申込みをするには、事前に支給認定を受けていなければいけませんか？
- A 1 入園の申込みと一緒に支給認定の申請を行っていただきますので、入園の申込み時に支給認定を受けていなくても問題はありません。
- Q 2 実働5時間の職場で一か月20日間働いており、一か月の実働時間は100時間です。午後6時まで保育園に預けたいので、保育標準時間で認定してもらえますか？
- A 2 保育標準時間の認定の基準は、一か月の実働時間が120時間以上の場合です。合計時間が120時間に達しない方は保育短時間認定となります。仕事等の都合により保育短時間の通常の保育時間（午前8時から午後4時まで）を超えて保育を利用する場合は、延長保育の申込みを行い、延長保育を利用してください。
- Q 3 保護者二人とも実働が一か月120時間以上あり、保育標準時間の基準を満たしています。しかし、保育園の送り迎えは祖父母が行うため午前8時から午後4時までの保育時間で十分なので、保育短時間の認定を希望します。保育短時間の認定を受けることは可能ですか？
- A 3 保育標準時間に該当する場合でも、保育短時間を希望した場合は、保育短時間の認定を受けることができます。保育短時間を希望する方は、支給認定申請書裏面「必要とする保育量」欄の「保育短時間」にチェックをしてください。
- Q 4 午前8時から午後5時までの時間の利用を希望しています。保育標準時間の基準を満たしていますが、保育標準時間での利用ではなく、保育短時間の認定を受けて1時間の延長保育を利用するという事は可能ですか？
- A 4 保育標準時間に該当する場合でも、保育短時間の認定を受けて延長保育を利用することができます。支給認定申請書で保育短時間の申請をし、延長保育申込書を提出してください。
- Q 5 父はフルタイム就労で実働が一か月120時間以上あり、母は求職活動中です。保育標準時間の認定を希望した場合、保育標準時間の認定を受けることは可能ですか？
- A 5 父は保育標準時間、母は保育短時間に該当します。父母双方の状態を考慮し認定を行うため、この場合は保育短時間認定となり、保育標準時間の認定を受けることはできません。

Q 6 障がい児の入園申込みはできますか？

A 6 障がい児保育実施園（p. 24「認可保育施設一覧」参照）で入園申込みを受け付けています。障がいの程度やその子どものクラスの状況等により、受け入れできない場合があります。

Q 7 申込書類の提出が入園申込み締切日に間に合わない場合、どうすればよいでしょうか？

A 7 ○4月1日入園を希望

一次申込受付期間に間に合わない場合は、二次申込受付期間までお待ちください。

ただし、一次申込の利用調整後、空きがある園のみ二次申込を受け付けますので、ご希望の園への申込み・入園ができなくなる場合があります。

二次申込の利用調整後、空きがある園のみ先着順で随時申込の受け付けをします。

○年度途中入園を希望

入園希望日の2週間前の日が入園申込み締切日です。

申込書類の提出が遅れる場合、その分入園日が遅くなりますのでご了承ください。

Q 8 4月1日入園は先着順で入園決定するのですか？

A 8 先着順ではありません。定員を超えて入園申込みがあった場合、「稲沢市保育園入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準」に基づき、保育を必要とする度合いの高い児童から入園決定しますので、一次申込と二次申込のそれぞれの入園申込受付期間内であれば、申込みをされた順番は利用調整上関係ありません。

また、複数の園を希望した場合、希望順位の高い園から利用調整します。

なお、途中入園を希望する場合は先着順となります。

Q 9 食物アレルギーがあるのですが、受入れできる保育園はありますか？

A 9 どの園においても除去食の対応を行っております。（ただし、アレルギーの程度により弁当持参等の対応をしていただく場合があります。）事前にお子さんと一緒に希望される園へご相談ください。

Q 10 入園することをやめたい場合はどうすればよいでしょうか？

A 10 入園開始日以前であれば、入園辞退届を入園の申込みを行った園へ提出してください。

利用者負担金・支払い方法

Q 1 公立・私立保育園、認定こども園・小規模保育事業所で利用者負担金は違いますか？

A 1 利用する施設によって利用者負担金の金額が異なることはありません。しかし、入園時に準備する物や在園中に購入する物等の内容が異なり、園服やカバン等の購入が必要な園もあります。

Q 2 長期欠席をした場合や、アレルギー等の事情により除去食・弁当持参の場合、利用者負担金の軽減や免除はありますか？

A 2 ありません。ただし、毎日弁当持参の場合、給食費の減免があります。長期欠席の場合、「保育園退園届」を提出されない限り通常の利用者負担金が発生します。

出産・育児休業

Q 1 出産のため入園を希望しています。出産を理由に保育利用の認定申請及び入園申込みする予定ですが、必ず入園できますか？また、出産で入園した場合、出産日以降も引き続き在園できますか？

A 1 出産を理由として入園を希望された場合でも、園の空き状況、入園時期、子どもの年齢等により、入園できない場合があります。また、出産を理由とした保育利用の支給認定期間及び入園・在園できる期間は、産前8週間（多胎妊娠の産前期間にあつては14週間）の始まる日から産後8週間を過ぎる日が属する月末までです。

この期間を経過すると入園及び在園できなくなりますので、引き続き在園を希望される場合は、出産以外で保育を必要とする事由を満たす必要があります。

Q 2 令和5年6月1日まで育児休業を取得しています。令和5年4月1日からの入園が決まり次第、職場復帰を考えています。令和5年度入園申込みはできますか？

A 2 保育園入園希望日（この場合令和5年4月1日）の2週間以内に職場復帰する場合、入園申し込みすることができますが、就労証明書に4月1日の2週間以内に復職する旨の記載が必要です。

Q 3 令和5年1月1日に第1子を出産予定です。令和5年4月1日から第1子を入園させたいと思いますが、11月中に予定されている新年度4月1日対象の入園申込受付の時に申込みの手続をすることはできますか？

A 3 4月1日入園に限り、申込み時点で出生していなくても入園申込みができます。ただし、これから出生する児童が、入園日に入園希望の園の受け入れ可能な月齢に達する見込みであり、令和5年3月31日までに稲沢市に住民登録をする場合に限ります

Q 4 出産予定日が令和4年12月30日から令和5年2月3日までの間にあり、在園児として持ち上がる期限内に年度途中入園ができず、令和5年4月1日の時点では育児休業となるため新入園でも申し込みをすることができない場合はどうすればよいでしょうか？

A 4 上記の対象者につきましては、入園日ではなく、申込受付時の日にちで持ち上がり対象を決定します。そのため、持ち上がり期限内に入園ができなかったとしても令和4年11月4日までに年度途中入園の申し込み書類を不備なく提出していただければ、持ち上がり対象とします。既存の園の場合はそのまま持ち上がり、転園の場合は、育児休業のランクで利用調整を行います。

市外から稲沢市内の保育園への申込み

Q 1 他市に在住していますが、令和5年8月上旬に稲沢市へ転入予定です。稲沢市内の保育園へ入園することはできますか？

A 1 (保育園の受入状況及び保育士の配置状況等によりますが) 転入日の翌日から入園できます。申込みについては、2ヶ月前から受け付けておりますので、希望する保育園へお問い合わせください。

Q 2 他市に居住し、稲沢市で勤務しています。稲沢市内の保育園へ入園することはできますか？

A 2 居住する市町村により取り扱いが異なりますので、まず居住する市町村へお問い合わせください。

稲沢市では保育園の利用を市民優先としているため、市外からの受け入れは、保育の必要性の基準を満たしている場合で、かつ入園を希望する園の定員に空きがある場合に限り、原則幼児のみ受け入れします。

市外の保育園等への申込み

Q 1 令和5年3月1日に他市へ転出予定です。転出後では保育園の令和5年4月1日入園申込みが間に合いません。手続き方法はありますか？

A 1 転出後では転出先の保育園入園申し込みの締切日が過ぎてしまう場合、事前に稲沢市から転出先の市町村へ入園を申込みことができる場合がありますので、希望する保育園が所在する市町村に確認してください。

Q 2 実家へ里帰りし、第2子の出産を予定しています。第1子を里帰り先の市町村の保育園に入園させることはできますか？

A 2 市町村によって取り扱いが異なりますので、まずは希望する保育園が所在する市町村へ受入状況や申込期日を確認のうえ、稲沢市保育課までお問い合わせください。入園申込先は稲沢市保育課となります。

～延長保育Q&A～

以下は公立保育園の延長保育についての内容です。

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の延長保育については、各園にご確認ください。

全般

Q 1 「延長保育の利用」とはどのようなことですか？

A 1 支給認定を受けた（受ける予定）の保育時間を超えて保育を利用する場合をいいます。
なお、延長保育の時間帯においても、保育を必要とする事由に該当する必要があります。
（買い物、娯楽、カルチャースクール等に行く場合は該当しません。）

Q 2 保護者が買い物で遅くなる時は利用できますか？

A 2 保育を必要とする事由には該当しませんので、利用できません。

Q 3 延長保育の申込みをしたいのですが、どうすればよいでしょうか？

A 3 延長保育を希望される保育園に「延長保育申込書」を提出してください。（申込書提出時、延長保育の利用時間等確認のために面接を行います。）兄弟で利用を希望される場合、それぞれお申し込みください。

なお、利用者負担金・延長保育料の納入状況により、利用できない場合があります。

Q 4 午後6時まで保育園の利用を希望しますが、まだ支給認定を受けておらず、保育標準時間になるか保育短時間になるか不明のため、保育時間のみの利用となるか延長保育の対象となるかわかりません。どうすればよいですか？

A 4 午前8時から午後4時までの時間を超えて保育を希望する方は、全員「延長保育申込書」を提出してください。保育標準時間の認定を受け、希望する保育時間が延長保育の対象でない場合は延長保育申込書を返却します。

Q 5 いつまでに延長保育申込書を提出すれば、いいですか？

A 5 利用を希望される月の前月末日までに保育園へ提出してください。
月途中入園の方は各保育園へご相談ください。

Q 6 もし事前に申込みができず、突発的な事由（疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等）により迎えが遅くなった場合、どうすればよいでしょうか？

A 6 「臨時延長保育」としてご利用いただきます。利用日数は月2日を限度とし、1回の利用ごとに一人あたり日額200円の延長保育臨時利用料が発生します。

Q 7 保育園を転園・退園した場合、どうすればよいですか？

A 7 転園の場合は、転園後も延長保育を利用する場合は、転園先の保育園へ再度「延長保育申込書」を提出してください。

退園の場合、「延長保育利用辞退届」を提出してください。

Q 8 申込後、利用を辞退したい場合や利用内容を変更したい場合、どうすればよいですか？

A 8 ○辞退したい場合

保育園へ「延長保育利用辞退届」を提出してください。辞退届を提出された月の分まで延長保育料をお支払いいただきます。ただし、辞退届を提出された月に1日も延長保育を利用されなかった場合は無料となります。

なお、一時的に利用を休止したい場合も「延長保育利用辞退届」を提出していただき、ご利用を再開される際に、再度「延長保育申込書」を提出してください。

○利用内容を変更したい場合

変更後の内容を記入した「延長保育申込書」を保育園へ提出してください。

Q 9 申込書は卒園まで有効ですか？

A 9 延長保育を利用する場合は、毎年度「延長保育申込書」の提出が必要です。

提出日等については、保育課または保育園から連絡いたします。

利用料・支払い方法

Q 1 延長保育料はいくらで、どのように支払えばよいですか？

A 1 p. 11「8. 公立保育園の延長保育について」を参照してください。

Q 2 延長保育の申込みを行ったが、月に1日も利用しなかった場合でも、延長保育料を支払わないといけないのでしょうか？

A 2 月に1日も利用されなかった場合は無料となります。

Q 3 保育短時間の認定を受け、延長保育を午後6時まで申込みしていましたが、実際の利用は午後5時まででした。延長保育料は午後5時までの金額となりますか？

A 3 延長保育の利用をした場合は、実際の利用時間が申込時間よりも短い場合でも、申込時間分の利用料をいただきます。そのため、延長保育の申込み時には時間等をご検討した上でお申し込みください。

Q 4 月に1日も利用しなかった場合以外に、延長保育料が無料になる場合はありますか？

A 4 満3歳以上児で副食代が無料の場合及び満3歳未満児で利用月の利用者負担金（保育料）が無料の場合については、延長保育料は無料です。ただし、広域入所の方は、保育料の有料・無料に関わらず、延長保育料は有料です。

なお、延長保育臨時利用料についても同様の取り扱いをします。



お問い合わせ先

稲沢市役所子ども健康部保育課 給付管理グループ

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地

TEL：(0587) 32-1297 (ダイヤルイン)

FAX：(0587) 32-8911

ホームページ：http://www.city.inazawa.aichi.jp/